

令和6年度播磨圏域イメージアップ・販路拡大業務委託要求水準書

1 趣旨目的

姫路市（以下「本市」という。）では、兵庫県より指定を受けた12業種の地場産業の振興や、播磨圏域連携中枢都市圏構想を推進する8市8町※（以下「播磨圏域」という。）で連携し、地域ブランド「醸す 造る 播磨」として、多彩な播磨の醸造産品を中心とする地場産品、特産品のブランド化、高付加価値化に取り組むなど、地域産業の振興を図っているところである。

それらの取組を推進するため、令和3年度に地域再生計画「東京の大学生と連携中枢都市の大学、高校生による都市のイメージアップと地場産品の販路拡大」（以下「地域再生計画」という。）を策定し、地域再生計画に基づき、令和3年度から7年度にかけて播磨地域のイメージアップや地場産品の国内外への販路拡大支援に取り組むこととしている。

※ 播磨圏域連携中枢都市域の8市8町とは、姫路市及び姫路市と連携中枢都市圏形成に係る「連携協約」を締結する相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町を指す。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度播磨圏域イメージアップ・販路拡大業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(3) 提案上限額

13,200千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 業務内容

本業務は、播磨圏域のイメージアップや地場産品の販路拡大への取組として、次の事業を実施するものとする。

実施に当たっては、地域再生計画に記載されている内容に十分留意し事業を実施すること。なお、提案に当たっては、地域再生計画に記載されているKPIの達成を見据えて目標値を設定すること。また、業務完了時には達成度合い等の検討を行い、次年度以降の事業展開に活かせるようにすること。

(1) 産官学金で構成するコンソーシアム形成と事業内容の検討、実施及び評価

ア 全体ディレクション

当該業務の一貫したディレクションを行う責任者（ディレクター）を配置し、各業務担当者を統括するとともに、業務全体のマネジメントや当該業務及び地域再生計画に係る業務の実施に係る提案から運営までの整合を図り、統一的な事業展開を行うこと。

イ 産官学金で構成するコンソーシアム会議の運営支援

地場産業団体、市内企業、連携中枢都市圏8市8町、播磨圏域内及び首都圏の大学、市内金融機関等で構成するコンソーシアム会議（市主催、年3回開催、参加者10名程度（事務局除く））に出席し、要求水準書第3項各号の事業内容の報告、評価等を行うこと。

コンソーシアム会議の開催にあたり、各回首都圏の大学関係者1名を招聘するため、委託料に交通費、宿泊費等旅程内で発生する実費相当を含むものとする。また、会議開催時は、参加者の飲物を用意することとし、会議終了後は、10日以内に議事要旨を提出すること。

ウ 首都圏の大学生のフィールドワーク支援

年度内に1回、首都圏の大学関係者1名、首都圏の大学生5名の計6名程度を2泊3日で招聘し、学生の希望をヒアリングのうえ市内地場産業の現場等のフィールドワークを支援すること。なお、委託料に交通費、宿泊費等旅程内で発生する実費相当を含むものとする。

エ 次年度以降の計画の事業展開についての提言

事業成果を踏まえ、次年度以降の効果的な事業展開、方向性等について提言をまとめること。

(2) 国内プロモーション

下記の点に留意の上、「Foodex Japan2025」に出展すること。

※「Foodex Japan2025」の概要

会 期：令和7年3月11日（火）～14日（金）

会 場：東京ビッグサイト

公式HP：<https://www.jma.or.jp/foodex/>

ア 合同出展ブース（3小間）

播磨圏内の地場産事業者（清酒、手延素麺、乾麺、菓子、水産練製品、牡蠣のうち6事業者程度を想定）の合同出展について、以下の業務を行うこと。

なお、企画にあたり、ブース装飾イメージ、招待するバイヤーや飲食事業者等を提案すること。

- ・出展料の支払い（1,290千円 ※消費税及び地方消費税相当額を除く）
- ・合同出展ブースの企画、運営全般
- ・合同出展ブースの装飾、設営、施工（電気・水道・ガス設備等）及び撤去
- ※ブース装飾は、姫路市のPRにつながり、集客が期待できる統一的で視覚的効果の高いデザインとすること。また、装飾に必要な素材の調達については、本市や出展事業者と調整すること。
- ・出展に必要な什器等（机、椅子、冷蔵庫等）の調達
- ・PR物（パンフレット等）の輸送
- ・展示会準備、当日のPR、管理人員（展示会出展の管理経験のある者、2名以上）の確保
- ・主催者が開催する出展者説明会への出席
- ・出展事業者向けの出展マニュアルの作成配布、その他出展事業者が出展するにあたり必要な情報のアナウンスや取りまとめ
- ・ブースへの来場者集計、出展事業者へのアンケートの実施（名刺交換数、商談の成果等）
- ・通訳者2名の確保及び調整
- ・バイヤーや飲食事業者等（80者以上）を対象とした招待状の送付
- ・その他合同出展ブースの企画、運営に必要な一切の業務

イ 播磨地域ブランドPRブース（1小間）

「醸す 造る 播磨」をベースとし、播磨地域や播磨圏内の地場産品、特産品のPRブースを設置するにあたり、以下の業務を行うこと。

- ・ 出展料の支払い（430 千円 ※消費税及び地方消費税相当額を除く）
- ・ PR ブースの企画、運営全般
- ・ PR ブースの装飾、設営、施工（電気・水道・ガス設備等）及び撤去
 ※ブース装飾は、播磨地域の PR につながり、集客が期待できる統一的で視覚的効果の高いデザインとすること。また、装飾に必要な素材の調達については、本市と調整すること。
- ・ PR 物（パンフレット等）の輸送
- ・ その他 PR ブースの企画、運営に必要な一切の業務

(3) 地元ファンづくり（新商品の開発）

首都圏の大学生や地元高校生と連携し、姫路市の指定する市内地場産事業者の新商品の開発・販売を支援すること。第3項(1)イのフィールドワーク終了後より開発を開始し、1月末までに完成させること。なお、商品開発に係る材料費、制作費、アドバイザー（専門家）への謝礼金の支払いを行うこと。

(4) メディア活用による PR

播磨地域や地場産品の認知度を高め、要求水準書第3項各号の事業をより効果的なものとするため、メディア（雑誌、映像媒体、SNS 等）を活用した PR を実施すること。実施にあたり、企画、記事等の作成及び校正、その他必要な業務を行うこと。

(5) ECサイト説明会

地場産業者が円安を活かし、時流に沿った販路を開拓できるよう、体験を含む商品の取り扱いが可能なECサイトの説明会（ECサイトを運営する上でのスキルアップ研修を含む）を年2回以上実施（現地開催又はオンライン開催を問わない。）するとともに、KPI に定める目標を達成できるよう、ECサイトの構築、運用、登録について継続的に相談、支援業務を行うこと。様々な業種、業態に対応するため、説明会で紹介するECサイトは各回で異なっても構わない。説明会の実施にあたり、会場確保、会場設営、講師確保、事前告知、運営等を行い、費用は受託者において負担すること。

(6) 企業等との協業イベント

播磨圏域内の商業施設で地場産品、特産品の販売促進事業を年1回実施すること。事業の実施にあたり、企画、会場確保、会場費の支払い、会場設営、PR物製作、事前告知、運営、会場内でのPR動画放映（本市より動画データ提供）、来場者アンケートの実施とりまとめ等を行い、費用は受託者において負担すること。なお、開催内容については、事前に本市と調整すること。

(7) 大阪関西万博を見据えた事業

JR 姫路駅周辺（例：姫路大手前通りほこみちイベントエリア等）において地場産品、特産品の PR イベントを開催すること。令和6年11月から令和7年2月にかけて4日以上実施すること。実施にあたり、出展事業者の募集及び調整、会場確保、会場費の支払い、会場設営、PR物製作、事前告知、各種届出（道路使用許可、臨時的食品取扱い届出等）、運営等を行い、費用は受託者において負担すること。なお、開催内容については、事前に本市と調整すること。

4 著作権の扱い

- (1) 成果物に関する権利は、原則全て本市に帰属するものとする（二次的利用も含む）。ただし、成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以

下「既存著作物」という。)の著作権は、それぞれの著作者に帰属するものとする。

- (2) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続き、費用負担を行うものとする。

5 個人情報の保護

別紙の個人情報取扱特記事項について順守すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本市と密に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本業務が遅滞なく円滑に遂行できるよう、適宜協議・打ち合わせを行い、事業全体の進行状況や検討事項等を報告すること。協議・打ち合わせの内容については、受託者が書面にて記録しておくこと。